

制定 S38. 8. 1	トヨタ販売連合健康保険組合同規約	規 約
最終改定日 R3. 10. 1		トヨタ販売連合 健康保険組合

第 1 章 総 則

(組合の目的)

第1条 この健康保険組合（以下「組合」という。）は、健康保険法（大正11年法律第70号。以下「法」という。）に基づき、この組合の組合員である被保険者の健康保険を管掌することを目的とする。

(組合の名称)

第2条 この組合は、トヨタ販売連合健康保険組合という。

(組合の事務所等)

第3条 組合の事務所は、次の場所に置く。

名古屋市東区泉一丁目23番36号

(設立事業所の名称及び所在地)

第4条 この組合の設立事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地
トヨタ輸送株式会社	愛知県豊田市
株式会社トヨカスマイジング&デベロップメント	横浜市港北区
株式会社トヨタユーゼック	千葉県千葉市
株式会社トヨタ東京教育センター	東京都立川市
株式会社トヨタ名古屋教育センター	名古屋市昭和区
株式会社エフ・イー・シーチェーン	浜松市南区
トヨタエルアンドエフ東京株式会社	東京都品川区
大阪トヨタ自動車株式会社	大阪市福島区
株式会社トヨタエンタプライズ	名古屋市中村区
福岡トヨペット株式会社	福岡市博多区
トヨタモビリティサービス株式会社	東京都中央区
トヨタカローラ新大阪株式会社	大阪市淀川区
トヨタ西東京カローラ株式会社	東京都多摩市
サンメトロ輸送株式会社	東京都品川区
日本ケミカル工業株式会社	静岡県静岡市
TMプロサービス株式会社	東京都港区
株式会社現代文化研究所	東京都千代田区
大阪トヨタ商事株式会社	大阪市福島区
トヨフジ海運株式会社	愛知県東海市
大阪トヨタLOGI&B-TEC株式会社	大阪府寝屋川市
株式会社エフ・アイ・エス	福岡市博多区
トヨタカローラ宮城株式会社	宮城県仙台市
ネットトヨタ仙台株式会社	仙台市宮城野区

静岡トヨタ自動車株式会社	静岡県静岡市
トヨタ販売連合健康保険組合	名古屋市東区
ネッツトヨタ静岡株式会社	静岡県沼津市
トヨタカローラ岩手株式会社	岩手県盛岡市
トヨタ自動車販売店協会	東京都千代田区
株式会社トヨタテック	東京都港区
オーティエー情報システム株式会社	大阪市福島区
トヨタ輸送中部株式会社	愛知県豊田市
トヨタ輸送関東株式会社	静岡県御殿場市
トヨタ連合企業年金基金	名古屋市東区
株式会社トヨタツーリストインターナショナル	名古屋市東区
トヨタホーム東京株式会社	東京都千代田区
トヨタ瑞浪開発株式会社	岐阜県瑞浪市
東和不動産株式会社	名古屋市中村区
札幌トヨペット株式会社	北海道札幌市
ネッツトヨタ苫小牧株式会社	北海道苫小牧市
株式会社トヨタシステムズ	名古屋市中村区
トヨタファイナンス株式会社	名古屋市西区
トヨタホーム近畿株式会社	大阪市西区
株式会社アドマテックス	愛知県みよし市
トヨタホームとうほく株式会社	仙台市泉区
株式会社北日本ファミリー	札幌市中央区
朝日航洋株式会社	埼玉県川越市
株式会社北日本朝日航洋	岩手県盛岡市
株式会社北海道朝日航洋	札幌市西区
朝日航空株式会社	大阪府八尾市
朝日ヘリコプター株式会社	埼玉県川越市
公益財団法人豊田都市交通研究所	愛知県豊田市
トヨタホーム九州株式会社	福岡市東区
トヨタメトロジック株式会社	横浜市金沢区
株式会社トヨタマップマスター	名古屋市中村区
株式会社ジェイオー	名古屋市中村区
飛島物流サービス株式会社	愛知県海部郡
トヨタモビリティ東京株式会社	東京都港区
中央車輛輸送株式会社	東京都港区
株式会社トヨタレンタリース博多	福岡市博多区
ひまわりネットワーク株式会社	愛知県豊田市
株式会社コミュニティネットワークセンター	名古屋市東区
エフエムとよた株式会社	愛知県豊田市
三河湾ネットワーク株式会社	愛知県蒲郡市
株式会社トヨタオートモールクリエイト	名古屋市中村区
豊田鞍ヶ池開発株式会社	愛知県豊田市
豊田カントリー倶楽部	愛知県豊田市
トヨタウッドユーホーム株式会社	栃木県宇都宮市
トヨタ輸送東北センター株式会社	岩手県北上市
株式会社日本緊急通報サービス	東京都港区
おりべネットワーク株式会社	岐阜県多治見市
シーシーエヌ株式会社	岐阜県岐阜市
株式会社タス	東京都中央区
セントラルヘリコプターサービス株式会社	愛知県西春日井郡
グリーンシティケーブルテレビ株式会社	愛知県尾張旭市
株式会社キャッチネットワーク	愛知県刈谷市
知多メディアネットワーク株式会社	愛知県東海市
トヨタホームちば株式会社	千葉県千葉市
スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社	名古屋市中川区

トヨタホームふじ株式会社	静岡県沼津市
株式会社ケーブルテレビ可児	岐阜県可児市
株式会社ラグナマリーナ	愛知県蒲郡市
知多半島ケーブルネットワーク株式会社	愛知県常滑市
FMラインウェーブ株式会社	岐阜県可児市
大分トヨペット株式会社	大分県大分市
株式会社トヨタエンタプライズアシスト	名古屋市中村区
トヨタモビリティパーツ株式会社	名古屋市熱田区
トヨタモビリティパーツ株式会社北海道統括支社	札幌市豊平区
トヨタモビリティパーツ株式会社宮城支社	仙台市宮城野区
トヨタモビリティパーツ株式会社北東北統括支社	岩手県紫波郡
トヨタモビリティパーツ株式会社福島支社	福島県郡山市
トヨタモビリティパーツ株式会社神奈川支社	横浜市保土ヶ谷区
トヨタモビリティパーツ株式会社埼玉支社	埼玉県上尾市
トヨタモビリティパーツ株式会社栃木支社	栃木県下都賀郡
トヨタモビリティパーツ株式会社群馬支社	群馬県高崎市
トヨタモビリティパーツ株式会社茨城支社	茨城県東茨城郡
トヨタモビリティパーツ株式会社千葉支社	千葉県千葉市
トヨタモビリティパーツ株式会社東京・山梨統括支社	東京都港区
トヨタモビリティパーツ株式会社三重支社	三重県津市
トヨタモビリティパーツ株式会社岐阜支社	岐阜県各務原市
トヨタモビリティパーツ株式会社静岡支社	静岡県藤枝市
トヨタモビリティパーツ株式会社長野支社	長野県長野市
トヨタモビリティパーツ株式会社福井支社	福井県吉田郡
トヨタモビリティパーツ株式会社富山支社	富山県富山市
トヨタモビリティパーツ株式会社石川支社	石川県金沢市
トヨタモビリティパーツ株式会社新潟支社	新潟市南区
トヨタモビリティパーツ株式会社愛知支社	名古屋市中村区
トヨタモビリティパーツ株式会社営業本部	名古屋市中村区
トヨタモビリティパーツ株式会社兵庫支社	神戸市長田区
トヨタモビリティパーツ株式会社京都支社	京都府久世郡
トヨタモビリティパーツ株式会社奈良支社	奈良県奈良市
トヨタモビリティパーツ株式会社滋賀支社	滋賀県栗東市
トヨタモビリティパーツ株式会社大阪支社	大阪府寝屋川市
トヨタモビリティパーツ株式会社広島支社	広島県安芸郡
トヨタモビリティパーツ株式会社岡山支社	岡山市南区
トヨタモビリティパーツ株式会社四国統括支社	愛媛県松山市
トヨタモビリティパーツ株式会社山口支社	山口県山口市
トヨタモビリティパーツ株式会社九州北部統括支社	福岡県筑紫野市
トヨタモビリティパーツ株式会社宮崎支社	宮崎県宮崎市
トヨタモビリティパーツ株式会社熊本支社	熊本県上益城郡
トヨタモビリティパーツ株式会社鹿児島支社	鹿児島県鹿児島市
株式会社トヨタレンタリース新大阪	大阪市淀川区

(公告の方法)

第5条 この組合において公告しなければならない事項は、この組合の機関紙及びホームページに掲示する。

第 2 章 組 合 会

(議員の定数)

第6条 この組合会の議員の定数は、38人とする。

(被選挙権を有しない者)

第7条 次に掲げる者は、議員となることができない。

法第118条第1項各号のいずれかに該当する者

(議員の任期)

第8条 議員の任期は、3年とする。

2 前項の任期は、選定又は総選挙の日から起算する。

3 議員に欠員を生じたため、新たに選任された議員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 議員の定数に異動を生じたため、新たに選任された議員の任期は、現に議員である者の任期満了の日までとする。

(互選議員の選挙の方法)

第9条 被保険者である組合員の互選する議員(以下「互選議員」という。)の選任は、単記の無記名投票による選挙により行わなければならない。ただし、議員候補者の数が選挙すべき議員の定数を超えない場合は、この限りでない。

2 前項の投票は、1人につき1票とする。

(互選議員の選挙区および議員数)

第10条 削除

(互選議員の選挙の管理)

第11条 互選議員の選挙においては、選挙長をおこななければならない。また、2以上の投票所を設けるときは、投票所ごとに投票管理者をおこななければならない。

2 選挙長及び投票管理者は、理事会において選任する。

3 選挙長は、選挙会の開閉、開票の管理並びに当選人の決定その他選挙の管理に関し必要な事務を行う。

4 投票管理者は、投票所の開閉その他投票の管理を行う。

5 互選議員の選挙を行ったときは、選挙長は選挙録を、投票管理者は投票録を作り、それぞれこれに署名しなければならない。

ただし、第9条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合においてはこの限りではない。

(当選人)

第12条 選挙の結果、最多数の投票を得た者から順次定数に達するまでの者を当選人とする。ただし、議員の定数をもって投票の総数を除して得た数の4分の1以上の得票がなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第9条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合において、当該議員候補者をもって当選人とする。

(選挙の無効)

第13条 選挙は、選挙の規定に違反することがあって、選挙の結果に異動を生ずるおそれがある場合に限り無効とする。ただし、当選に異動を生ずるおそれのない者を区分することができるときは、その者に限り当選の効力を失うことはない。

(互選議員の選挙執行規定)

第14条 この規約に定めるもののほか、互選議員の選挙に関して必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

(選定議員の選定)

第15条 事業主である組合員が選定する議員（以下「選定議員」という。）は、互選議員の総選挙の日に選定しなければならない。

2 選定議員に欠員を生じたときは、事業主である組合員はすみやかにその欠員について議員を選定しなければならない。

3 事業主である組合員は、議員を選定したときは、文書で理事長に通知しなければならない。

(議員の就職・退職)

第16条 議員が就職、又は退職したときは、すみやかにその旨を公告しなければならない。

(通常組合会)

第17条 通常組合会は、毎年3月及び7月に招集することを常例とする。

(臨時組合会)

第18条 理事長は、議員の定数の3分の1以上の者から会議の目的である事項を示して組合会の招集の請求があったときは、その請求のあった日から20日以内に臨時組合会を招集しなければならない。

2 前項のほか、理事長は、必要があるときは、いつでも臨時組合会を招集することができる。

(組合会招集の手続)

第19条 理事長は、組合会の招集を決定したときは、緊急を要する場合を除き、議員に対して、開会の日から少なくとも6日前に招集状を送付しなければならない。

2 前項の招集状には、会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を記載しなければならない。

3 組合会はテレビ会議システム及びweb会議システム等遠隔地とのやり取りができる会議システム（以下「会議システム」という。）により開催することができる。

(代理)

第20条 議員は、組合会に出席することができないときは、あらかじめ通知のあった組合会に付議する議案について賛否の意見を付した書面又は代理人をもって、議決権又は選挙権を行使できる。

2 前項の代理については、選定議員の場合は組合会に出席する他の選定議員、互選議員の場合は組合会に出席する他の互選議員でなければ代理を行うことはできない。

(組合会の傍聴)

第21条 組合員は、組合会の会議を傍聴することができる。ただし、組合会において傍聴を禁止する決議があったとき又は会議システムにより組合会を開催したときは、この限りでない。

(組合会の会議規則)

第22条 組合会は、会議規則を設けなければならない。

(組合会の議決事項)

第23条 次の各号に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の変更
- (2) 収入支出予算及び事業計画
- (3) 収入支出決算及び事業報告
- (4) 規約及び規程で定める事項
- (5) その他重要な事項

2 理事長は、次の各号のいずれかの理由により組合会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第20条1項の規定による書面の提出を求めるとし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号。以下「施行令」という。）第9条の定足数を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について

議決（以下「書面による議決」という。）をすることができる。

- (1) 議員の疾病、負傷
- (2) 議員に係る災害又は交通途絶
- (3) 災害等の発生による外出自粛要請

3 理事長は、前項の議決をおこなった場合には、すみやかに議員に通知しなければならない。

(会議録の作成)

第24条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 議員の定数
- (3) 出席した互選議員の氏名・人数、選定議員の氏名・人数、書面及び代理人をもって議決権又は選挙権を行使した議員の氏名・人数、並びに代理を受けた議員の氏名
- (4) 議事の要領
- (5) 議決した事項及びその賛否の数

2 会議システムにより組合会を開催した場合の会議録には、前項の事項に加え、次のことを記載しなければならない。

- (1) 会議システムで組合会を開催した旨
- (2) 会議システムにより、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見が互いに表明できる仕組みになっていることが確認されたうえで議案の審議に入った旨
- (3) システム障害等の異常がなく審議の全部を終了した旨
- (4) 会議システムにより参加した組合会議員の氏名及び場所

3 書面による議決をおこなった場合の会議録には、第1項の事項に加え、書面による議決で組合会を開催した旨を記載しなければならない。

4 会議録は、議長及びその組合会で会議録に署名することにつき選任された議員が署名する。ただし、書面による議決をおこなった場合は、事前に理事長が指名した議員

が署名することができる。

(議員の旅費及び報酬補償)

第25条 議員の旅費及び被保険者である議員が、その職務を行うことにより、平常の業務に対する報酬を受けることができない場合における補償の額並びにこれらの支給の方法は、組合会の議決を経て別に定める。

(組合会の検査)

第26条 組合会は、法第20条に規定する検査を行う場合において、委員をおくことができる。

2 前項の検査に関して、必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

第 3 章 役員及び職員

(理事の定数)

第27条 この組合の理事の定数は、8人とする。

(理事及び監事の任期)

第28条 理事及び監事の任期は、議員の任期とする。

2 理事及び監事は、その任期満了の日前に、議員の資格を失ったときは、その資格を失う。

3 理事及び監事に、欠員を生じたため、新たに選挙された理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。

4 理事の定数に異動を生じたため、新たに選挙された理事の任期は、現に理事である者の任期満了の日までとする。

5 理事及び監事は、第1項の規定にかかわらず、任期満了後であっても、後任者が就任するまでその職務を行う。

(理事、理事長及び監事の選挙)

第29条 理事、理事長及び監事は、無記名投票による選挙により行わなければならない。

ただし、候補者の数が選挙すべき理事、理事長及び監事の定数を超えない場合は、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、理事、理事長及び監事の選挙に関して必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

(理事会の構成)

第30条 この組合に理事会をおき、理事をもって構成する。

(理事会の招集の手続き)

第31条 理事会は、必要に応じ、理事長が招集し、理事長がその議長となる。

- 2 前項のほか、理事長は、理事の定数の3分の1以上の者から会議の目的である事項を示して理事会の招集の請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、理事に対し、その開会の日7日前までに会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を示し、文書で通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。
- 4 前項の規定は、監事について準用する。
- 5 理事会は会議システムにより開催することができる。

(理事会の決定事項)

第32条 次の各号に掲げる事項は、理事会において決定する。

- (1) 常務理事の選任及び解任の同意
- (2) 事業運営の具体的方針
- (3) 準備金その他の財産の保有及び管理の具体的方法
- (4) この規約に定める事項
- (5) その他事務執行に関する事項で理事会において必要と認めたもの

(理事会の議事)

第33条 理事会は、理事定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 理事会の議事は、出席理事の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的である事項について、賛否の意見を明らかにした書面又は代理人をもって、理事会に加わることができる。
- 4 前項の代理を行う場合は、理事会に出席する他の理事でなければ、代理を行うことはできない。
- 5 理事は、特別の利害関係のある議事については、その議事に加わることができない。ただし、理事会の同意があった場合は、出席して発言することができる。

6 理事長は、次の各号のいずれかの理由により理事会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第3項の規定による書面の提出を求めるとし、理事定数の半数以上を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決（以下「書面による議決」という。）をすることができる。

- (1) 理事の疾病、負傷
- (2) 理事に係る災害又は交通途絶
- (3) 災害等の発生による外出自粛要請

7 理事長は、前項の議決をおこなった場合には、すみやかに理事に通知しなければならない

(理事会の会議録)

第34条 理事会の議事については、会議録を作成する。

2 前項の会議録については、第24条の規定を準用する。

(理事長の職務)

第35条 理事長は、組合の事務を総理し、第32条の規定により理事会において決定する事項以外の事項について決定する。

(常務理事及びその職務)

第36条 この組合に1名の常務理事をおき、理事会の同意を得て理事長が理事のうちからこれを指名する。

2 常務理事は、理事長を補佐し、常務を処理する。

(監事の職務)

第37条 監事は、組合の行う事業の全般を監査する。

2 監査は、組合の決算終了後、組合会が決算を承認する前に実施するほか、監事が必要と認めた場合に実施する。

3 監事は、監査を実施したときは、組合会に対し書面をもって意見を述べなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、監事の行う監査に関して必要な事項及び様式等は、組合会の議決を経て別に定める。

(理事長の専決)

第38条 理事長は、施行令第7条第4項の規定に基づき、緊急に行う必要のあるも

のを処分することができる。

- 2 理事長は前項の規定による処置を行ったときは、次の組合会においてこれを報告し、組合会において当該事項を決定する場合に必要な議決数をもって承認を得なければならない。

(理事長の事務委任)

第39条 理事長は、第35条に規定する事務の一部を常務理事に委任することができる。

(理事長の職務代理)

第40条 理事長に故障がある場合において、その職務を代理する理事は、理事長が指名する。

(理事、理事長、常務理事及び監事の就任)

第41条 理事、理事長及び監事は当選が確定した日から、常務理事は理事長が指名した日から就任する。

- 2 理事、理事長、常務理事及び監事が就任したときは、すみやかにその旨を公告しなければならない。

(理事、監事の旅費及び報酬補償)

第42条 第25条の規定は、理事及び監事について準用する。

(職員)

第43条 この組合に必要な職員（事務長その他）をおき、理事長がこれを任免する。

- 2 前項に定めるもののほか、職員に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

第 4 章 組 合 員

(組合員の範囲)

第44条 この組合は、全国に所在する次の各号に掲げる事業所の事業主及びその事業所に使用される被保険者（その資格を喪失し、法第3条第4項の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者を含む。）を組合員の範囲とする。ただし、事業所とはトヨタ自動車㈱の製造・販売する自動車・部品・住宅等の販売にかかわる事業所又はトヨタ自動車㈱に関係のあるサービス等にかかわる事業所をいう。

- (1) トヨタ自動車㈱又は当組合設立事業所と同一事業主の事業所
- (2) トヨタ自動車㈱又は当組合設立事業所との間で、証券取引法（昭和23年法律第25号）第193条に基づき定められている、財務諸表等の用語、様式及び作成方法

に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項又は第5項に規定する「親会社」、「子会社」又は「関連会社」と同様な関係にあること

- (3) 事業主の役員の過半数が、トヨタ自動車㈱又は組合の適用事業所の役員で占められている事業所
- (4) 事業主に使用される者の過半数が、組合の被保険者であった者で占められている事業所
- (5) 組合を構成している事業主又は被保険者で組織されている団体の事業所

第 5 章 事 業

(標準報酬)

第45条 被保険者の報酬月額につき法第41条第1項、法第42条第1項、法第43条の2第1項若しくは法第43条の3第1項規定により算定することが困難であるとき、又は法第41条第1項、法第42条第1項、法第43条第1項、法第43条の2第1項若しくは法第43条の3第1項の規定により算定した額が著しく不当であるときは、理事会の定める方法により算定する。

(医療機関の指定)

第46条 この組合が法第63条第3項第2号の規定により同号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局として指定しようとするときは、組合会の議決を経なければならない。

(組合による審査支払)

第46条の2 この組合が法第76条第4項の規定により自ら審査および支払いに関する事務を行う保険薬局の名称及び所在地は、別にホームページに掲げるものとする。

(一部負担金の特例)

第47条 被保険者（老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療を受けることができる者（以下「老人被保険者」という。）を除く。）である組合員が次の各号に掲げる病院又は診療所につき療養の給付を受ける場合は、一部負担金を支払うことを要しない。

- (1) 大阪トヨタ自動車株式会社診療所
大阪市福島区福島5の17の2
- (2) 株式会社トヨタ名古屋教育センター 中部日本自動車学校診療所
名古屋市昭和区八事富士見1737番地
- (3) トヨタモビリティパーツ株式会社東京支社健康相談室
東京都港区東麻布一丁目10番10号

- (4) トヨタモビリティ東京株式会社診療所
東京都港区芝浦四丁目8番3号5階
- (5) トヨタメトロジック株式会社医務室
横浜市金沢区鳥浜町8

(傷病手当金及び出産手当金の支給日)

第48条 傷病手当金及び出産手当金の支給期日は、毎月5日とする。

- 2 前項の期日が休日に当たるときは、その前日とする。
- 3 支給する傷病手当金及び出産手当金は、その支給期日の15日前までに請求のあった分とする。

(一部負担還元金)

第49条 この組合は、健康保険法の一部を改正する法律（昭和32年法律第42号）附則第

7条の規定に基づき、被保険者の支払った一部負担金について、その還元を行う。

- 2 一部負担還元金の額は、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書各1件（医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。）について、療養に要する費用の一部として支払った一部負担金の額（法第115条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合にあっては、当該一部負担金の額から高額療養費に相当する額を控除して得た額）から、別表1に掲げる被保険者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。
- 3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。
- 4 前2項の規定により算出した額は100円を単位として支給し、1,000円未満は切り捨てる。
- 5 一部負担還元金は、被保険者がその資格を喪失した場合においては、その喪失の日以後の期間について支給しないものとする。

(付加給付)

第50条 この組合が、法第53条の規定により支給する付加給付は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 家族療養費付加金

(2) 合算高額療養費付加金

2 付加給付は、被保険者がその資格を喪失した場合においては、その喪失の日以後の期間について支給しないものとする。

3 付加給付の支給手続に関して必要な事項は、組合会の議決を経て、別に定める。

(傷病手当金付加金)

第51条 削除

(延長傷病手当金付加金)

第52条 削除

(家族療養費付加金)

第53条 被扶養者の疾病又は負傷に関し、法第110条の規定により家族療養費の支給を受ける被保険者に対し、家族療養費付加金を支給する。

2 家族療養費付加金の額は、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書各1件（医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。）について、療養（食事療養及び生活療養を除く。）に要する費用の額から家族療養費に相当する額（法第115条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合にあつては、家族療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から、別表1に掲げる者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。

3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があつたときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。

4 前2項の規定により算出した額は100円を単位として支給し、1,000円未満は切り捨てる。

(埋葬付加金)

第54条 削除

(合算高額療養費付加金)

第55条 合算高額療養費の支給を受ける被保険者に対し、合算高額療養費付加金を支給する。

2 合算高額療養費付加金の額は、各診療月について合算高額療養費の支給の基礎となった被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額から、合算高額療養費に相当する額を控除した額から、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書各1件（医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。）につき、それぞれ別表1に掲げる者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。

3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給または療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。

4 前2項の規定により算出した額は100円を単位として支給し、1,000円未満は切り捨てる。

（施設の利用等）

第56条 この組合において設置した施設の利用方法及び利用料は、組合会の議決を経て別に定める。

2 この組合において、保健事業として実施する被保険者及び被扶養者への補助の方法及び額は、組合会の議決を経て別に定める。

（高額医療費貸付）

第57条 この組合においては、法第150条の規定により、被保険者及びその被扶養者の高額医療費に係る当座の窓口負担に充てるための資金の貸付事業を行う。

2 前項の資金の貸付事業に係る実施細目については、組合会の議決を経て別に定める。

（出産費貸付）

第57条の2 この組合においては、法第150条の規定により、被保険者及びその被扶養者の出産費に係る当座の窓口負担に充てるための資金の貸付事業を行う。

2 前項の資金の貸付事業に係る実施細目については、組合会の議決を経て別に定める。

（保険料及び調整保険料の負担割合）

第58条 一般保険料額及び調整保険料額の97分の49.0は事業主、97分の48.0は被保険者において負担する。

（特別保険料の徴収）

第58条の2 削 除

（特別保険料の料率）

第58条の3 削 除

(特定被保険者の保険料額)
第58条の4 介護保険法施行法第11条に規定する者及び海外に居住する被保険者を除く被保険者（介護保険第2号被保険者たる被扶養者があるものに限る。）に関する保険料額は一般保険料額と介護保険料額との合算額とする。

第 6 章 財 務

(会計年度独立の原則)
第59条 各会計年度における支出は、その年度の収入をもって、これを支弁しなければならない。

(会計年度所属区分)
第60条 収入の会計年度所属は、次の各号による。

- (1) 保険料及び調整保険料はその納期末日の属する年度
- (2) 国庫負担金及び補助金並びに繰越金、繰入金、寄付金、組合債及び財政調整事業交付金はその収入を計上した予算の属する年度
- (3) 徴収金及び返納金等随時の収入で納入告知書を発するものは納入告知書を発した日の属する年度
- (4) 前各号に該当しないものは領収した日の属する年度

2 支出の会計年度所属は、次の各号による。

- (1) 保険給付のうち療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、高額療養費又は家族療養費に係る診療報酬若しくは調剤報酬又は訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費についてはこの組合（社会保険診療報酬支払基金を経由するものにあつては、支払基金とする。）がその請求を受理した日の属する年度
- (2) 保険給付のうち前号に定めるもの以外のものについてはその給付を決定した日の属する年度
- (3) 給料、旅費及び手数料の類はその支払うべき事実の生じた時の属する年度
- (4) 使用料、保管料及び電力料の類はその支払いの原因となる事実の存した期間の属する年度
- (5) 工事製造費、物件の購入代価及び運賃の類並びに補助金の類はこれらの契約を

した時の属する年度。ただし、法令の規定又は契約により、支払期日の定めのあるものはその支払期日の属する年度

(6) 前各号に該当しないものは支払いを決定した日の属する年度

(予備費の費途)

第61条 一般勘定の予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 保険給付費
- (2) 納付金
- (3) 保健事業費
- (4) 還付金
- (5) 老人保健施設費
- (6) 財政調整事業拠出金
- (7) 事務所費
- (8) 営繕費
- (9) 雑支出

2 介護勘定の予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 介護納付金
- (2) 還付金

(準備金の保有方法)

第62条 準備金（介護納付金に係る準備金を除く。）は、次の各号に掲げる方法によっ

て保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の1に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。

- (1) 郵便貯金
- (2) 臨時金利調整法（昭和22年法律第181号）第1条第1項に規定する金融機関への預貯金又は金銭信託（運用方法を特定するものを除く。）
- (3) 公社債投資信託（外国債を運用の中心とするもの又は外貨建外国債を運用対象として含むものを除く。）

- (4) 国債又は地方債
- (5) 政府保証債又は金融債
- (6) 担保付社債
- (7) 抵当証券
- (8) コマーシャルペーパー
- (9) 社会保険診療報酬支払基金への委託金
- (10) 健康保険組合が組合の共同目的を達成するために設置する施設及び組合の福祉事業として行う各種貸付事業への出資金
- (11) 法第150条の規定による施設である土地及び建物
- (12) その他第1号から第8号に類する形態であって、一般的に安全・確実と認められるもの

2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号、または第2号の方法によって保有しなければ

ならない。

(準備金以外の積立金の保有方法)

第63条 準備金以外の積立金は、前条第1項第1号から第12号までの方法により保有しなければならない。ただし、第11号を除く。

(組合財産の管理方法)

第64条 この組合の財産の管理方法は、組合会の議決を経て別に定める。

第 7 章 個人情報の保護

(個人情報保護の徹底)

第65条 この組合の組合員である被保険者及び被扶養者等にかかるこの組合が保有する個人情報の漏えい・滅失又はき損等を防止するため、個人情報の保護を徹底しなければならない。個人情報保護の徹底を図るために必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和3年10月1日から施行する。

一部負担還元金等の自己負担額

1. 下記のいずれかに該当する場合

ア. 70 歳未満の被保険者又はその被扶養者の場合

イ. 70 歳未満の被保険者と 70 歳以上の被扶養者の合算高額療養費に該当した場合

ウ. 70 歳以上の被保険者と 70 歳未満の被扶養者の合算高額療養費に該当した場合

区分	自己負担額
標準報酬月額 83 万円以上	40,000 円
標準報酬月額 53～79 万円	
標準報酬月額 28～50 万円	30,000 円
標準報酬月額 26 万円以下	
低所得者（注 1）	

2. 70 歳以上の被保険者又はその被扶養者の場合

区分	自己負担額
標準報酬月額 83 万円以上	40,000 円
標準報酬月額 53～79 万円	
標準報酬月額 28～50 万円	30,000 円
一般所得者（注 2）	
低所得者 I 低所得 II（注 3）	

（注 1） 低所得者は、市区町村民税非課税者（健康保険法施行令 42 条第 1 項第 5 号に規定する者）

（注 2） 一般所得者は、自己負担割合 2 割の者（（健康保険法第 74 条第 1 項第 2 号又は第 110 条第 2 項第 1 号ハに規定する者）ただし、（注 3）に該当した者は除く）

（注 3） 低所得者 I は、健康保険法施行令第 42 条第 3 項第 4 号に規定する者
低所得者 II は、注 1 の低所得者と同様の者